電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ						
電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニ						
参考事項						

注１　本様式に記載する金額は、百万円を単位として、利用者に対して約し、又は約させた月別に記載することとし、金銭以外による経済的利益の提供を約し、又は約させた場合には、当該経済的利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入すること。実数の把握が困難な場合には、「件数」及び「額」の欄に合理的な方法により算出した数値を、「参考事項」の項にその算出方法の概要を記載すること。

２　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(1)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(1)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

３　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(2)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

４　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号イ(3)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

５　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ロ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

６　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ハ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

７　電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の２の16第１項第２号ニ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

８　注１に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。